寄付に関する規約

本寄付に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン（以下「本財団」といいます。）が受け付けるプラン・スポンサーシップ及びプラン・グローバルサポーター（以下「継続支援」といいます。）の利用条件を定めるものです。継続支援にお申し込みをされる方（以下「支援者」といいます。）には、本規約に従って、継続支援のご利用をお願いいたします。

第 1 条（適用）

1　本規約は，支援者と本財団との間の継続支援に関わる一切の関係に適用されるものとします。

2　本財団は継続支援に関し、本規約のほか、各種の定め（以下「個別規定」といいます。）をすることがあります。これらの個別規定は、その名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

3　本規約の内容が前項の個別規定の内容が異なる場合には、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定が優先されるものとします。

第 2 条（支援者登録）

支援者が本規約に同意の上、本財団所定の方法によって継続支援のお手続きを完了することで、支援者登録が完了するものとします。

第 3 条（継続支援内容）

本財団の継続支援の内容は、下表のとおりとします。

① プラン・スポンサーシップ	② プラン・グローバルサポーター
継続的に活動国の地域開発を支援していただきます。チャイルド（活動地域の子ども）と手紙などによる交流もしていただけます。	女の子を含むすべての子どもたちが直面している課題や不平等の原因を解決する支援です。
毎月 3500 円・4500 円・5500 円	毎月 1500 円から
③ プラン・みらいサポーター	
期間を限定して継続的に特定の地域全体を支援していただきます。チャイルドとの手紙の交流はありません。	
毎月 3000 円	

第 4 条（継続支援の停止）
支援者は、本財団の所定の手続きにより、継続支援を停止できるものとします。

第 5 条（個人情報の取扱い）
本財団は、継続支援によって取得する支援者の個人情報については、「公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンにおける個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱うものとします。

第 6 条（通知または連絡）
支援者と本財団との間の通知または連絡は、本財団所定の方法によって行うものとします。本財団は、支援者から本財団所定の変更の届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして、当該の連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に支援者に到達したものとみなします。

第 7 条（本規約の改定）
本財団は、支援者の承諾を得ることなく、必要に応じて予告なしに本規約を改定できるものとします。この場合において、本財団は、別途定める場合を除き、遅滞なく本財団が運営するホームページに変更後の規約を掲載するものとし、当該掲載後における継続支援の利用については、変更後の規約が適用されるものとします。

第 8 条（裁判管轄）
本財団は、支援者との間で本規約の内容又は継続支援に関して争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 9 条（準拠法）
本規約は、日本国法に基づき解釈されます。

第 10 条（附則）
2025 年 12 月 1 日　制定
2026 年 5 月 15 日　改定

以　上